

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成18年12月22日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

- 1 通知すべき書面 審理開始通知書
- 2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	登記名義人 和賀榮一郎 ただし、亡 和賀榮一郎 相続財産 相続財産管理人不明

- 3 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成19年1月11日をもって通知があったものとみなされます。